

所得段階別の介護保険料（平成30年度～3年間）

所得段階	対象者※	年間保険料	
		平成29年度	平成30年度～
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	21,120円 (基準額×0.35)	24,730円 (基準額×0.35)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	38,020円 (基準額×0.63)	44,520円 (基準額×0.63)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階及び第2段階に該当しない人	45,270円 (基準額×0.75)	53,010円 (基準額×0.75)
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者があり、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	53,110円 (基準額×0.88)	63,610円 (基準額×0.9)
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者があり、第4段階に該当しない人	60,360円 (基準額×1.0)	70,680円 (基準額×1.0)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	72,430円 (基準額×1.2)	84,810円 (基準額×1.2)
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	78,460円 (基準額×1.3)	91,880円 (基準額×1.3)
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	90,540円 (基準額×1.5)	106,020円 (基準額×1.5)
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	102,610円 (基準額×1.7)	120,150円 (基準額×1.7)
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	114,680円 (基準額×1.9)	134,290円 (基準額×1.9)
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	—	139,940円 (基準額×1.98)

※平成30年度から対象者の範囲が変更になっています。



平成30年4月から

介護保険制度が段階的に変わります

「健康と生きがいを育み、支えあうまちたんば」を基本理念にした、市の介護保険事業にご理解とご協力をお願いします。



介護保険制度は3年ごとに見直しを行い、今年で19年目を迎えました。団塊の世代が75歳以上になる7年後を見据え、住み慣れた地域や住まいで、安心して自分らしい生活ができるまちづくりをめざし、介護保険制度の見直し内容をお知らせします。

☎ 介護保険課（春日庁舎内） ☎ 74 - 1049

ここが変わります CHANGE 2 平成30年4月～

要介護（支援）認定の有効期限が最大36カ月になりました

有効期間は介護認定審査会の意見に基づき決定されます。



ここが変わります CHANGE 3 平成30年8月～

利用者負担割合が見直されます

- ①②の基準を両方満たす場合、負担割合が3割になります。
- ① 65歳以上の人で、本人の合計所得金額が220万円以上の人
- ② 世帯の65歳以上の人「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が
 - ・1人世帯は340万円以上
 - ・2人以上の世帯は463万円以上

ここが変わります CHANGE 4 平成30年8月～

高額医療・高額介護合算制度の算定基準が変わります

高額医療・高額介護合算制度は同一世帯内で介護保険と医療保険の両方を利用し、介護と医療の1年間の自己負担額が限度額を超えたときに払い戻す制度です。所得区分が変更され、70歳以上の課税所得380万円以上の人限度額が3つの区分に分けられます。

ここが変わります CHANGE 5 平成30年10月～

福祉用具の貸与適正価格が公表されます

利用者は、福祉用具貸与事業者から福祉用具の全国平均貸与価格と利用する事業者の価格の説明を受けた後、福祉用具を利用できます。



ここが変わります CHANGE 1

平成30年4月～

介護保険料が変わりました

介護保険制度は、40歳以上の人納める保険料と税金を財源に運営しています。

今回の介護保険制度の見直しで、介護保険の財源の負担割合が、65歳以上の人23%、40歳～64歳の人27%に変わりました。また、低所得の人の介護保険料は所得区分を細分化し、負担を軽減します。

平成30年度の保険料額決定通知は6月下旬以降に発送予定です。

保険料の基準額はどうやって決めるの？

基準額とは、各所得段階の保険料額を決める基準となる額のことです。介護保険料は、所得の低い人などの負担が大きくなるように、本人と世帯の課税状況や所得状況に応じて段階的に決定しています。

新しくなった介護保険料の基準額は？

65歳以上の人保険料は、市で必要な介護サービス費用をまかなうために算出された基準額をもとに、所得段階別に11段階に分けられます。

[基準額] 年額 70,680円

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{基準額} \\ \hline \text{(年額)} \\ \hline 70,680 \text{円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{丹波市で} \\ \text{介護保険事業に} \\ \text{かかる費用} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{65歳以上の} \\ \text{人の負担分} \\ \text{(23\%)} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{丹波市の} \\ \text{65歳以上の} \\ \text{人数} \\ \hline \end{array}$$